

事業の一部の譲受けの公告

当行は、2022年1月28日開催の取締役会におきまして、関係当局の認可等を受けを条件として、下記のとおり、一般財団法人ひろぎん経済研究所の事業の一部を譲受けすることを決議いたしましたので、この事業の一部の譲受けにご異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

以上、銀行法第35条の規定により公告します。

記

1. 譲受けの対象
研修・相談事業（会員組織運営業務）
2. 譲受けの相手方
広島市中区紙屋町一丁目3番8号
一般財団法人ひろぎん経済研究所

以上

2022年2月8日

広島市中区紙屋町一丁目3番8号
株式会社広島銀行
代表取締役頭取 部谷 俊雄